5 解散をする場合

NPO法人は、次の事由により解散します。

(1) 社員総会の決議	(5) 合併
(2) 定款で定めた解散事由の発生	(6) 破産手続開始の決定
(3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	(7) 設立の認証の取消し
(4) 社員の欠亡 (ひとりもいなくなること)	

【社員総会の決議により解散する場合の手続の流れ】

- ① 計員総会の開催 (111ページの議事録例を参照)
 - ・NPO法人の解散について意思決定をします。
 - ・残余財産の処分方法について決定します。
 - ・清算人を選任します。 (原則として理事が清算人に就任します。総会でその他の者を選任することも可能です。)

②解散の登記 〔法務局〕

- ・清算人は、法務局にNPO法人の解散と清算人を登記します。(主たる事務所所在地は2週間以内、従たる事務所所在地は3週間以内に登記が必要です。併せて清算人の印鑑を登記します。)
- ・解散の登記をした時点で、NPO法人は「清算法人」となり、清算の範囲内で存続することとなります。

(3)解散届出書の提出〔東大阪市〕

・清算人は、東大阪市長へ「解散届出書」を提出します。(添付書類:解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書)(113ページを参照)

④解散公告

清算人は、就任の日から遅滞なく公告を行い、債権者に一定の期間内に請求の申し出を催促します。 (公告は、NPO法の規定により「官報」で行うこととされていますが、定款に、官報以外の方法を併せて行う規定を置いている場合にあっては(ア)解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告及び(イ)清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告については、定款に定められた公告方法に加え、官報に掲載して行う必要があります。)

⑤清算の結了

- ・清算人は、定款に残余財産の帰属先の定めがない場合、「残余財産譲渡認証申請書」を東大阪市長に提出します。 (116ページを参照)
- ・清算人は、債権者に債務の支払等を行い、残余財産を 帰属先に引き渡します。
- ・清算人は、法務局に清算結了の登記をします。 (法人格の消滅)
- ⑥ 清算結了届出書の提出〔東大阪市〕

清算人は、東大阪市長に「清算結了届出書」を 提出します。

(添付書類:清算結了の登記をしたことを 証する登記事項証明書) (114ページを参照)

官報について

官報は「法令の公布紙・国の広報誌」として明治16年 7月2日に創刊された全国紙です。

NPO法では、解散の公告は官報で行うことと規定されています。公告の方法や料金については、官報販売所にお問い合わせください。

大阪地区官報販売所 (株) かんぽう

大阪市西区江戸堀 1-2-14 <肥後橋駅 5号A出口前>

Tel 06-6443-2171

大阪市中央区谷町2-8-1大手前M2ビル3階

Tel 06-6942-2174

【 解散総会の議事録 様式例 】

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇総会議事録

解放総会議事録は東大阪市への提出は不要ですが、法務局 (登記所)への解散登記申請の際には添付が必要です。

1 日 時: 年 月 日 時 分から 時 分まで

2 場 所:

3 出席正会員数: 名(うち委任状出席者数 名) 正会員総数 名

定款に規定された定足数が必要です。

4 議長の選任

特定非営利活動法人〇〇〇〇一の総会において、上記のとおりの者が出席した。理事長〇〇〇〇氏は、本日の総会は正会員総数の〇分の〇以上の出席があったので、有効に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ○○○が選ばれ、本人はこれを承諾し、議長席に着き、○○時○○ 分 特定非営利活動法人○○○○○の総会の開会を宣言し、議事に入った。

5 議 事

第1号議案 解散の件

議長は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の解散について全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 残余財産の処分の件

議長は、残余財産○○○○円に関し、△△△△に譲渡することについて全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 清算人の選任の件

議長は、清算人の選任について諮ったところ、満場一致で次の者を選任した。なお、被選任者はその就任を承諾した。

清算人 〇〇〇〇

第4号議案 議事録署名人の選任の件

議事録署名人について、議長から本日出席の〇〇〇と〇〇〇〇の2名を指名したところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

議長は、以上をもって特定非営利活動法人○○○○○の総会に関するすべての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。(○○時○○分)

以上の議事の要領及び結果を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名をする。

年 月 日

議 長 議事録署名人 議事録署名人

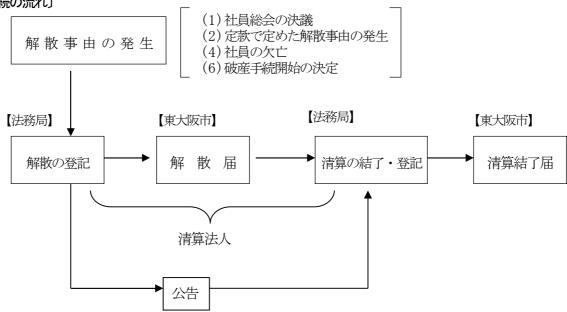
(1)解散届

法人が、〔解散事由〕の(1)、(2)、(4)、(6)により解散した場合は、清算人は、東大阪市長に届出を行う必要があります。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部数	チェック
1	特定非営利活動法人解散届出書(様式第9(第10条関係))	1 1 3	1部	
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書(原本)		1部	

〔手続の流れ〕



清算人は、遅滞なく公告を1回、官報に掲載し、債権者に一定の 期間内に債権の申出を催促します。

特定非営利活動法人解散届出書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

特定非営利活動法人の名称 /清算人 住 所 ふりがな 氏 名 電 話 番 号 ()

清算人の住所・氏名を 記載してください。

特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、次のとおり届出をします。

解散した特定非 解散の事由を記載してください。 1号 社員総会の決議 営利活動法人の 2 号 定款で定めた解散事由の発生 主たる事務所の 4号 社員の欠亡 在 6号 破産手続開始の決定 解 散 の 事 由 特定非営利活動促進法第31条第1項第 ___ デー号による解散 解散の理由及び経緯について具体的に記載してください。 解散の理由 及 び経 緯 ・定款に定めがある場合は、「他のNPO法人」「国又は地方公共団体」「公益社 団・公益財団法人」「学校法人」「社会福祉法人」「更生保護法人」のうち定款に 定めた者に帰属します。 残余財産の ・また、定款に定めがない場合は、市長の認証を得ることで、国又は地方公共団体に 処 分 方 法 帰属させることができます。 ・上記以外の場合は、国庫に帰属します。 類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 添 付 書 下線部には、解散事由に応じて1、2、4又は6を 考 備 記入すること。

(2) 清算結了届

清算人は、清算結了後に、登記事項証明書を添えて、東大阪市長に届出を行う必要があります。

[必要な書類]

順番	書類の名称	ページ	部	数	チェック
1	特定非営利活動法人清算結了届出書 (様式第12(第13条関係))	1 1 4	1	部	
2	当該届出に係る特定非営利活動法人の清算結了の登記をした ことを証する登記事項証明書(原本)		1	部	

【様式第12(第13条関係)】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。 1部提出 特定非営利活動法人清算結了届出書 年 月 日 (宛先) 東大阪市長 特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載 する。 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 清算人 住 りがな S 清算人の住所・氏名を記 氏 載してください。 号 () 雷 話 特定非営利活動法人 の清算が結了したので、特定非営利活動促進法 第32条の3の規定により、届出をします。 (添付書類) 当該届出に係る特定非営利活動法人の清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書 (備 下線部には、法人名を記入すること。

(3) 解散認定申請

NPO法人が、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」により解散しようとする場合は、東大阪市長の認定を受けなければなりません。これは、法人の活動目的である事業の成功が確定的に不可能となった場合、当該法人が存続している意味はなくなりますが、事業の成功が不能であるか否かについては不明確な場合があり得ることから所轄庁による認定が必要とされているためです。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部	数	チェック
1	特定非営利活動法人解散認定申請書 (様式第8(第9条関係))	1 1 5	1	部	
2	特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業 の成功の不能を証する書類		1	部	

【様式第8(第9条関係)】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

特定非営利活動法人解散認定申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

定款で規定した正式名称を記載 してください。例:特定非営利 活動法人〇〇、NPO法人〇 主たる事務所の所在地 4特定非営利活動法人の名称 ふりがな 代表者の氏名 主たる事務所の電話番号 ()

特定非営利活動法人を解散することについて、特定非営利活動促進法第31条第2項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の成功の不能となるに至った 理由及び経緯

事業の成功が不能となるに至った理由及び経緯について具体的に記載 してください。

- ・定款に定めがある場合は、「他のNPO法人」「国又は地方公共団体」「公益社団・公益財団法人」「学校法人」「社会福祉法人」「更生保護法人」のうち定款に定めた者に帰属します。
- ・また、定款に定めがない場合は、市長の認証を得ることで、国又は地方公共団体に 帰属させることができます。
- ・上記以外の場合は、国庫に帰属します。

添 付 書 類

特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の 不能を証する書面

(4) 残余財産の譲渡の認証

解散したNPO法人の残余財産の帰属先について、<u>定款に定めがない場合は、国または地方公共団体に譲渡する</u>場合を除き、国庫に帰属します。

国または地方公共団体に譲渡しようとする場合は、東大阪市長に認証申請を行い認証を受ける必要があります。 残余財産の帰属先について定款に定めがなく、NPO法に定める他の法人へ譲渡しようとする場合は、解散前に 社員総会を開催し、定款に具体的な帰属先を明記するための定款変更認証申請を行う必要があります。

[必要な書類]

順番	書類の名称	ページ	部	数	チェック
1	特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書 (様式第11 (第12条関係))	1 1 6	1	部	

【様式第11号(第12条関係)】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

特定非営利活動法人の名称 清算人の住所・氏名を 清算人 住 所 ふりがな 記載してください。 氏 名 電 話 番 号 (

解散した特定非営利活動法人の残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法 32 条第 2 項の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

解散した特定非 営利活動法人の 主たる事務所の 所 在 渡すべき 譲 余 財 産 残 譲渡を受ける者の欄には、国又は地方公共団体の名称を記載してください。 残余財産の 譲渡を受ける者 なお、譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載してください。 上記の譲渡を 上記の譲渡を受ける者を決定した理由を具体的に記載してください。 受ける者を決 した理由

(5) 清算人の就任届

清算中の特定非 営利活動法人の 主たる事務所の

清算人が変更した場合など、NPO法人の清算中に清算人が就任した場合は、登記事項証明書を添えて、東大阪市長に届出を行う必要があります。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部	数	チェック
1	特定非営利活動法人清算人就任届出書 (様式第10(第11条関係))	1 1 7	1	部	
2	就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書		1	部	

【様式第10(第11条関係)】※A4の大きさの用紙で提出してください。

	5		
特定非営利活動法人清算人就任届	出書	1	部提出
	年	月	日
(宛 先) 東 大 阪 市 長			
特定非営利活動法人の			
清算人の住所・氏名を記載し ふりがな てください。 氏	所 名 号	()

特定非営利活動法人の清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり届出をします。

所在地		
就任した清算人 ふりがな 氏 名	住所	就 任 年 月 日
添付書類 就任	した清算人の登記をしたことを証	する登記事項証明書

6 合併をする場合

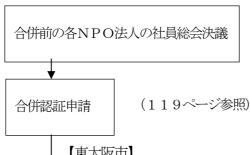
NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます(法33条)。

NPO法人が合併する場合は、合併後のNPO法人の事務所の所在する都道府県知事(東大阪市内のみに事務所 を置く場合は東大阪市長)の認証を受けなければなりません。

合併の認証に伴う手続については、原則として設立認証手続に準じて行います。

なお認定、特例認定NPO法人と合併する場合は大阪府の「認定、特例認定NPO法人の手引」を参照してくだ さい。

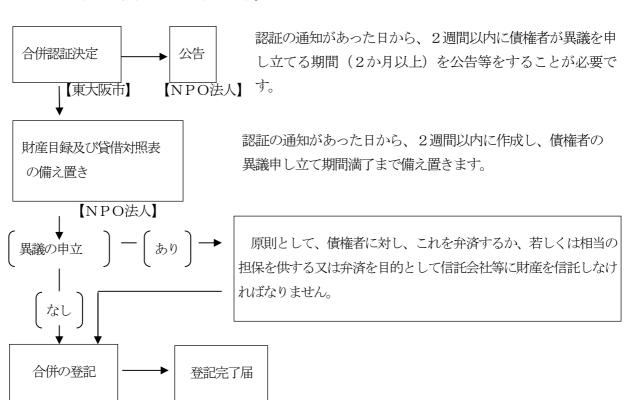
〔手続の流れ〕※東大阪市内のみに事務所を置く場合



【東大阪市】

【法務局】

申請のあった旨の告表と2週間の申請書の縦覧を行います。 原則として、申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2か月以内に認 証・不認証の決定を行います。



【東大阪市】

1部提出

特定非営利活動法人合併認証申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者

合併の認証を受けようとする 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地

合併する前の法人の連名で 申請してください。

合併の認証を受けようとする 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第4項の規 定により、次のとおり申請します。

併により合併を持ちます代主よははする特別主よはする動法そのよりおきますそのよりおきますそのよりおきますその

添付書類

名称代 表 者 の 氏 名主たる事務所の所在地その他の事務所の所在地

定 款 に 記 載 さ れ た 目 的 |

定款の目的(定款例では第3条)を省略せず に全文記載してください。

その他の事務所がない場合は、空欄のままと

例:この法人は、……を目的とする。

してください。

1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(1部)

(次の書類は、合併により存続し、又は合併により設立する特定非営利活動 法人に係るものを添付すること。)

- 2 定款(2部)
- 3 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の 有無を記載した名簿)(2部)
- 4 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(1部)
- 5 各役員の住所又は居所を証する書面(1部)
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者 の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(1部)
- 7 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(1部)
- 8 合併趣旨書(2部)
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2部)
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(2部)

(備考) 法とは、特定非営利活動促進法をいう。

【その他】

- ①添付書類のうち、「合併の議決をした社員総会の議事録の謄本」は、合併前の各NPO法人に関するものとなります。それ以外の書類は、合併後のNPO法人に関する書類となります。
- ②その他、添付書類等については設立認証申請を参照してください。

●関連サイト・問い合わせ先

内の文字でかんたんにネット検索ができます	G
	Ĭ.

大阪府NPO・ボランティア http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/index.html

大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課 府民協働グループのサイトです。設立・定款変更申請中の団体、大阪府または府内市町村の認証法人/取り消し法人一覧などを見ることができます。

内閣府NPO https://www.npo-homepage.go.jp/

全国の認証法人の検索ができます。

法務局 http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/table/shikyokutou/all/higasiosaka.html

設立認証後や登記内容に変更があるとき、各事業年度末に資産の総額を登記する必要があります。

大阪法務局東大阪市局 〒577-8555 東大阪市高井田元町 2-8-10 東大阪法務合同庁舎 (2階3番窓口)

Tel: 06-6782-5106

府税あらかると http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/

NPO法人も府民税(均等割)の課税対象となります。

中河内府税事務所 〒577-8509 東大阪市御厨栄町4-1-16 Tel: 06-6789-1221

東大阪市 税制課 http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/42-1-0-0-0_1.html

NPO法人も市民税(均等割)の課税対象となります。

東大阪市役所 市民生活部

地域活動支援室(市役所総合庁舎5階)

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

電話 06-4309-3161 FAX 06-4309-3812

メール chiikikatsudo@city.higashiosaka.lg.jp

H P http://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/18-1-4-0-0.html 市ウェブサイトのトップページ「文化・スポーツ・協働」→「協働・コミュニティ」→「NPO法人」

※設立認証等に関する事前相談を受け付けしています。予約制ですので、あらかじめ電話等でお問合せください。